

選定療養費制度について

入院期間※が180日を超えた場合、厚生労働大臣が定める場合等を除き、以下の通り入院基本料の15%を**保険外併用療養費『選定療養（保険外）』**として自己負担していただきます。

※同一の傷病で入院している期間を、自院、他院を問わず通算する場合があります。

当院では、ご入院通算日数が180日を超えた日より、以下の金額が患者さんの負担になります。

急性期一般入院料1の15%
・・・一日につき2,785円（税込）

この場合、入院基本料の85%については保険対象となりますが、保険部分についても保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象外となりますので、費用の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重度の肢体不自由者、意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸器を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

院長